

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	11 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までのうちの未納とされている3か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月までのうちの未納とされている3か月  
② 昭和57年7月から61年11月まで

私は、市の職員に勧められ国民年金制度開始前にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は自宅にて定期的に集金人に納付していたはずであり、申立期間②の保険料は、私が60歳になった昭和57年ごろに夫がB区役所で任意加入の手続を行いC信用金庫（当時）で納付していたはずであり、未納となっているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入し、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無く、納付できない期間は免除申請を行っていることなどから、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

一方、申立期間②については、60歳以降の国民年金への任意加入制度が開始されたのは昭和61年4月からであり、申立人の60歳以降の任意加入の手続を行った同年12月の時点では、申立期間②のうち同年3月以前の期間は無資格期間、同年4月以降の期間は国民年金に未加入の期間となり保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人自身は、申立期間②当時の国民年金の任意加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び申立期間②の保険料を納付していたと主張する申立人の夫は既に亡くなっているため、申立期間②当時

の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までのうちの未納とされている3か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料はA町役場（現在は、B市役所）で納付したはずであり、A町役場から交付された昭和36年度から45年度までの納付状況を記録した「転出被保険者検認記録」にも、納付を示す済印がある。社会保険庁の記録が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA町役場から交付された「転出被保険者検認記録」には、申立期間を含む昭和45年度欄に国民年金保険料を納付していたことを示す「済」の記載がある。

また、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に任意加入以降、申立期間を除き保険料をすべて納付済みである上、申立期間は6か月と短期間である。

さらに、申立人の夫は昭和23年5月以降、42年10か月にわたり継続して同一企業に勤務しており、生活は安定していたと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、海外留学から帰国後、母から20歳以上は国民年金に強制加入と言われ、アルバイト収入が得られ始めた昭和61年3月に国民年金に加入した。加入手続を行ったA市民センターの窓口で2年前にさかのぼって未納分を納付できることの説明を受け、59年1月の未納分から納付する手続を行った。2年間にわたって未納分を現年度保険料と同時に納付し続けた記憶があり、申立期間前後の国民年金保険料の領収証書は所持している。納付したのに、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間前後の過年度納付を含め、国民年金加入期間はすべて納付済みである上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月に払い出されており、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったことから、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和61年4月以降、未納分と現年度保険料を必ず同時に納付したと申述しているところ、申立人が所持する申立期間前後の過年度保険料及び昭和61年度以降の現年度保険料の領収証書の領収日付印からも推認することができることから、申立内容に齟齬は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 1933

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、友人から付加保険料の納付を勧められ、昭和48年1月にA町(現在は、B市)役場で納付手続を行った。同町役場で従来の国民年金保険料納付書を訂正してもらい、付加保険料込みの保険料を納付し、「国民年金保険料預り書」を受け取り、2月及び3月分も納付した際に同預かり書を受け取った。その後、何の連絡もなかったため、同町役場に行き「昭和47年度国民年金印紙検認欄」に朱色で「済」と押印してもらった。申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年8月に国民年金に任意加入し、48年1月に付加保険料の納付手続を行っていることが申立人の所持する国民年金手帳及びB市が保管する申立人の被保険者名簿から確認できる上、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の期間については納付済みとなっている。

また、申立人が所持する申立期間に係る「国民年金保険料預り書」は、当時、A町で年金委員(集金人)が戸別に訪問し、国民年金の加入者の保険料を徴収した際に発行していたものであることに加え、「国民年金保険料預り書」に記載されている保険料額も申立期間に係る付加保険料額を含む保険料額に一致している。

さらに、希望して納付を申し出た付加保険料を申立人が手続を行った月から納付しなかったとは考え難く、申立期間後の保険料の納付状況からみて申立期間についても付加保険料を含む保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から40年12月まで  
② 昭和46年10月から47年3月まで

申立期間①については、A区に住んでいたとき集金人に月額100円の保険料を納付した記憶がある。

申立期間②については、夫婦共にB市の集金人が発行した預り証を所持しているのに夫だけが納付済みとなっている。

申立期間①及び②について、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、6か月と短期間であり、申立人の納付記録は申立期間②の直後の昭和47年4月以降すべて納付済みとなっている。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番となっており、申立期間②について夫婦共に当時B市の集金人が発行した「預り証」を所持していることから、申立人の夫と同様に申立期間②について納付したものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人はA区において月額100円の国民年金保険料を集金人に納付した記憶があると申述しているが、社会保険事務所の個人別の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、A区において、申立人の氏名を確認することができず別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和47年3月にB市で払い出されていることが社会保険事務所の保管する国民年金手帳番号払出簿により確

認でき、その時点において申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得年月日と社会保険事務所が保管する被保険者台帳の資格取得年月日が昭和46年10月1日と一致していることからみても、申立期間①は国民年金には未加入の期間であることから保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から52年3月まで

私の夫は、昭和43年から個人事業を始め、46年に家を建てたときに税理士から税金関係をきっちりしないとだめだと言われたので、私の国民年金の加入手続を行ってくれ、同年9月から夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付していた。当時は取引先からの仕事が非常に忙しく、利益が上がっていたので申立期間が未納となっていることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その夫が昭和46年9月に国民年金の加入手続を行い、同月から口座振替により、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人の加入手続は、54年3月ごろに行われたと推認でき、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に「54.3.22 新規」と記載されていることと符合する。

また、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間については、申立人の加入手続が行われた54年3月の時点で保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、申立期間直後の52年4月から53年3月までの保険料を過年度納付していることから、52年1月から同年3月

までの期間についても、過年度納付していたものとするのが自然である。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和 51 年 12 月以前の期間については、申立人の加入手続が行われた 54 年 3 月の時点で、時効により保険料を納付することはできない上、申立人は、46 年 9 月から口座振替で保険料を納付していたと主張しているが、A 市では、国民年金保険料預金口座振替制度は 48 年 4 月から導入されたことを確認済みであり、申立内容に不自然さが見受けられる。

また、申立人の加入手続を行ったとするその夫も、申立期間のうち、昭和 46 年 9 月から 51 年 3 月までは未納となっている上、申立人が 51 年 12 月以前の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から53年4月までの期間及び58年1月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和58年5月及び同年6月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月から51年12月まで  
② 昭和52年1月から53年4月まで  
③ 昭和58年1月から同年4月まで  
④ 昭和58年5月及び同年6月

申立期間①については、還付された記録になっているが、なぜ還付されるのか理由が分からず、還付請求も還付金を受理したことも無い。申立期間②及び③についても国民年金保険料を納付していたのに、それぞれ未加入及び未納とされている。申立期間④についても、還付されたことになっているが、還付請求も還付金を受理したことも無い。これらの期間の記録について納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管する特殊台帳及び還付・充当リストには、申立人が昭和50年11月\*日に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失し、同年10月から51年12月までの国民年金保険料を還付されたことが記載されている。

しかし、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においては、申立人は、結婚に伴い申立人が昭和50年11月\*日に強制加入被保険者資格を喪失し、同日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、社会保険事務所において事実と異なる資格喪失処理により還付手続が行われたと認められ、申立期間①は保険料を納付していたものとするべき期間である。

2 申立期間②については、昭和 50 年 11 月の資格喪失による未加入期間とされているが、被保険者名簿及び特殊台帳により申立人の住所変更処理が 51 年 8 月に行われていることが確認できること、申立人の家計簿に同年 10 月から同年 12 月までの分の保険料を同年 12 月 2 日に支払った記載があること及び申立期間①の還付決議が 53 年 6 月 12 日に行われていることを考え合わせると、申立人の誤った資格喪失処理は、53 年ごろに 50 年 11 月にさかのぼって行われたものと推認でき、申立人は、申立期間②当時、国民年金の被保険者として取り扱われていたものと推認できる。

また、申立人は、還付・充当リストにより、申立期間②直前の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納付していたことが確認でき、申立期間直後も保険料を任意に納付していることから、申立期間②が 16 か月と比較的短期間であることを踏まえると、納付していたものとするのが自然である。

3 申立期間③については、直前の期間は納付済みである上、直後の昭和 58 年 5 月及び 6 月分の保険料は還付決議されていることから納付していたことは明らかであり、申立期間③についても納付していたものとするのが自然である。

4 申立期間④については、申立人は、その夫の海外赴任に伴い、昭和 58 年 5 月 21 日に国民年金の被保険者資格を喪失しているところ、還付・充当リストの記録では、納付された 58 年 5 月及び同年 6 月分の保険料について、その時点で未納だった 56 年 7 月及び 8 月分の保険料 9,000 円に充当し、残額 1,220 円を還付することを 58 年 8 月 5 日に決議したことが記載されているが、58 年 5 月及び同年 6 月分の保険料の合計額は、1 万 1,660 円で、上記充当額及び還付額の合計と 1,440 円異なっており、行政側の事務処理に不手際が認められる。

また、申立人は昭和 58 年 5 月に国外転出を理由に資格喪失していることから、B 区及び C 社会保険事務所の国民年金記録において、申立人の現住所は国外になっていたと考えられ、還付に関する通知書を受け取ることはできなかった可能性がある。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 50 年 11 月から 53 年 4 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 4 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められ、58 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から53年3月まで

昭和49年11月ごろ、夫が自分で仕事を始めるために会社を辞め、A市役所で夫婦二人で国民年金に加入した。一括で納付したかどうかは、はっきりとは覚えていないが、国民年金保険料は夫婦一緒に納めてきた。昭和49年11月から53年3月までの保険料は、夫が納付済みとなっているのに、私が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和53年9月ごろに加入手続を行ったものと推認できるところ、同時期は第3回特例納付実施期間中であり、申立期間について特例納付及び過年度納付により、国民年金保険料を納付することが可能である。

また、申立人の夫は、社会保険事務所が保管する特殊台帳により、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付済みであることが確認できる上、申立人及びその夫は、加入当初から付加保険料の納付を開始し、加入後は未納が無いなど納付意識の高さが認められることを考え併せると、申立人もその夫と同様に、申立期間について特例納付及び過年度納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、昭和53年度に一部付加保険料の納付記録があることから特殊台帳の保管対象となるが、社会保険事務所に特殊台帳が保管されておらず、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 1938

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月  
申立期間については、会社を退職して昭和47年8月下旬か同年9月上旬にA区役所に行き、国民年金の加入手続を行って国民年金保険料を納付したのに未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日から、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の昭和47年8月下旬に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、わざわざ国民年金の加入手続を行いながら、1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難く、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 1939

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで  
私は、昭和49年ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の12か月だけが未納となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和50年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料は、過年度納付することが可能である。

また、申立人の妻は、申立期間を含めて保険料を完納している上、申立人は、昭和50年4月から60歳になる前月の平成6年\*月まで長期にわたり保険料を納付し続けており、納付意識の高さが認められることから、12か月と短期間である申立期間についても、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 1940

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年3月まで

私は、昭和40年9月に会社を退職し厚生年金保険を脱退したので、A（地名）から転居したB区のC出張所で国民年金の加入手続をした。同年10月から、国民年金手帳を持参してC出張所で国民年金保険料を納付していたのに、42年3月まで納付していないことになっており、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月ごろに社会保険事務所からB区に払い出された番号の一つであり、申立期間のうち、同年4月から42年3月までの期間は、現年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付していることから、納付意識の高さがうかがえるところ、わざわざ国民年金に加入しながら、加入当初から未納となっているのは不自然であり、国民年金に加入した年度である昭和41年4月から42年3月までの期間については、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年7月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月10日から同年8月1日まで

社会保険庁の記録では、B社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和49年7月10日、A社における資格取得日が同年8月1日と記録されているが、両社は同一事業グループであり転勤に伴う資格の得喪であって、この間継続して勤務していたことはA社の人事記録で明らかであるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された勤務証明書及び人事記録から判断すると、申立人がB社及び親会社であるA社に継続して勤務し（昭和49年7月10日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年8月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあった可能性を認めていることから、事業主が昭和49年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成5年4月12日、資格喪失日は同年6月4日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。  
なお、当該期間の標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年4月1日から同年7月17日まで  
ねんきん特別便により、私の年金記録を確認したところ、A社に勤めていた期間の厚生年金保険の記録が無いが、給与から厚生年金保険料を天引きされていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 雇用保険の加入記録により、申立人は、平成5年4月12日から同年7月16日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所は、平成4年12月31日（以下「全喪日」という。）に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約5か月後の5年6月4日付けで、申立人の同年4月12日の厚生年金保険の被保険者資格取得の記録が取り消されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は、「入社後2か月ぐらい経ったときに、会社から厚生年金保険をやめるので国民年金の手続を行うよう説明を受けた。」と述べているところ、社会保険庁のオンライン記録により、全喪日後に資格取得を取り消された者が申立人のほかに8人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取消しは有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は、社会保険事務所の取消前の記録から平成5年4月12日、資格喪失日は、資格取得の取消処理が行われた同年6月4日であると認

められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、取消前の社会保険事務所の記録から 19 万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、平成 5 年 6 月 4 日から同年 7 月 17 日までの期間については、申立人は、雇用保険の加入記録により、継続して当該事業所に勤務していたことは確認できるが、当該事業所は 4 年 12 月 31 日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れず、関係資料の所在が不明であることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除の実態は不明である上、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成 5 年 6 月 4 日から同年 7 月 17 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和57年8月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和57年6月及び同年7月の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年6月30日から60年10月1日まで  
私は、昭和52年10月から60年10月ごろまでA社にB(職種)として継続して勤務し、その間、厚生年金保険料が給料から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間を含めて昭和52年10月1日から60年10月1日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所は、昭和57年8月26日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失届は、その約4か月後の58年1月5日に届け出られていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、複数の元同僚は、申立人が役員ではなかった旨証言していることから、申立人は、当該処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である昭和57年8月26日であると認められる。

また、昭和 57 年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額については、同年 5 月の社会保険事務所の記録から 30 万円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月 26 日から 60 年 10 月 1 日までの期間については、申立人は、雇用保険の加入記録により当該事業所に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は昭和 57 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料の所在が不明であることから、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連料資及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月 26 日から 60 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月29日から同年3月1日まで

私のA社C支店の退職日は昭和55年2月29日であり、会社は、退職日の翌日である同年3月1日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届けなければならないのに、同年2月29日として手続をしてしまい、年金記録が1か月間空白となっているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年1月の社会保険事務所の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和55年2月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知は行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和45年3月27日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月27日から同年5月27日まで

私は、昭和38年4月1日から52年7月31日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社D工場から同社C社工場へ異動したときの45年3月27日から同年5月27日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が欠落している。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料明細表の写し、B社が申立人に発行した在職証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和45年3月27日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細表の保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月1日から41年9月28日までの期間、同年10月1日から42年4月11日までの期間、同年4月26日から同年11月17日までの期間及び44年1月9日から同年8月26日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年9月1日から41年9月28日まで  
② 昭和41年10月1日から42年4月11日まで  
③ 昭和42年4月26日から同年11月17日まで  
④ 昭和44年1月9日から同年8月26日まで  
⑤ 平成10年5月から12年9月までのうちの17か月間  
⑥ 平成14年2月から17年6月まで

私は、脱退手当金の言葉も知らないのに、受給の記録があると言われたが、脱退手当金を受け取っていないので納得できない。

また、私は平成10年5月から12年9月までのうちの17か月間はA社（現在は、B社）に勤務していたのに、この期間は厚生年金保険被保険者期間と認められないこと、及び14年2月からC（施設名）内の「D」に入社し、17年6月まで厚生年金保険に加入していたと思うのに、この期間は、E社及びF社という名前も知らない会社で各々1か月間だけ厚生年金保険被保険者期間と記録されていることを社会保険事務所から回答を受けたが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④については、申立人の当該期間の最終の厚生年金保険資格喪失日から約1年3か月後の昭和45年11月5日に脱退手当金の支給決定がされたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保

険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、脱退手当金の支給決定がされた日の直近である被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である4回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間⑤については、B社から提出されたA社の社員名簿により、申立人は、平成13年12月8日に入社し、14年1月31日に退社と記録されており、申立期間についての勤務が確認できない。

また、上記社員名簿で記録されていた期間についても当該事業所の賃金台帳により、申立人の給与から社会保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社は、当時、少なくとも試用期間が3か月あり、その後、一定の条件を満たすと、同社が厚生年金保険の適用事業所になっていないことから、関連会社のB社において社会保険に加入させる取扱いをしていた旨を回答している。

申立期間⑥については、「D」は、Gグループ内のF社が屋号として使用しており、Gグループ破産管財人は「D H店は平成17年3月から破産した同年8月までの期間に店舗が存在していた。」と述べている。

また、同破産管財人から提出された当該事業所の給与明細書から、申立人が在籍した平成17年3月から同年7月までの期間のうち、社会保険料が申立人の給与から控除されているのは、同年6月だけであることが確認できる。

さらに、社会保険事務所で保管されていた、申立人に係るF社の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届によれば、平成17年6月1日資格取得、同年7月3日資格喪失となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年 10 月 1 日から 6 年 7 月 1 日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を元年 10 月から 2 年 4 月までは 47 万円、同年 5 月から 6 年 6 月までは 53 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 10 月 1 日から 6 年 7 月 1 日まで  
② 平成 6 年 7 月 1 日から 7 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、私が A 社に勤務していた平成元年 10 月 1 日から 6 年 7 月 1 日までの期間及び B 社に在籍していた 6 年 7 月 1 日から 7 年 12 月 1 日までの期間の標準報酬月額が著しく低い金額となっていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録により、平成 8 年 4 月 4 日付けで、A 社における申立人の標準報酬月額の記録が、元年 10 月から 2 年 4 月までの期間については 47 万円から、同年 5 月から 6 年 6 月までの期間については 53 万円から、それぞれ 15 万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A 社の履歴事項全部証明書により役員ではなかったこと、及び雇用保険被保険者照会により雇用保険に加入していたことが確認できる上、総務担当の職員が申立人は厚生年金保険の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正に関与していない旨を述べていることから、申立人は当該標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成 8 年 4 月 4 日付けの標準報酬月額

の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、元年10月から2年4月までは47万円、同年5月から6年6月までは53万円に訂正することが必要である。

2 一方、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録により、平成7年11月28日付けで、B社における申立人の標準報酬月額が、6年7月から同年10月までの期間については53万円から30万円に、同年11月から7年9月までの期間については59万円から30万円に、同年10月及び同年11月については59万円から26万円に、それぞれ遡及して訂正されていることが確認できる

しかし、申立人はB社の閉鎖事項全部証明書により共同代表取締役であることが確認できる上、他の共同代表取締役が「代表者印は申立人が管理、保管していた。」と述べていることから、申立人は当該遡及訂正処理を知り得る立場にあったものと推認される。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の業務を執行する責任を負っている共同代表取締役として、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで

私は昭和42年6月16日にB社（現在は、C社）からA社へ出向を命ぜられ、同年7月31日まで勤務し、B社に戻ったのにA社での資格喪失日が同年7月31日となっていることから、厚生年金保険被保険者記録が42年7月の1か月が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事記録、雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は申立期間を含む昭和42年4月3日から平成15年8月9日まで同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和42年8月1日に出向先から復帰）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年6月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年8月1日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行っ

たものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月16日から同年5月16日まで

私は、昭和39年3月にB社に入社し、その後、40年3月16日にA社へ転籍し、43年1月に退社するまで継続して勤務していたが、40年3月16日から同年5月16日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所から回答を受けた。納得がいかないのので、再調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員台帳の記録及び当該事業所人事担当部門長からの書面により、申立人は、昭和40年3月16日から当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年5月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得の届出が遅れたことを認めていることから、事業主が昭和40年5月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年8月30日から同年11月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を50年11月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月30日から51年2月1日まで  
私のA社における厚生年金保険被保険者期間が1か月だけとなっているのは納得できない。雇用保険記録及び昭和50年の所得税の確定申告書の控えを提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和50年7月1日から51年1月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の所持する税務署の受理印のある昭和50年分の所得税の確定申告書の控えに記載された社会保険料控除額について、申立人の50年1月から同年5月までの期間及び同年7月の標準報酬月額（20万円）から推計すると、9か月分に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが推認でき、申立人は、50年1月から同年5月までの5か月は別の事業所の厚生年金保険の被保険者であることから、A社における被保険者期間は同年7月から同年10月までの4か月となり、同年11月10日に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことと符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年8月30日から当該事業所が適用事業所でなくなった同年11月10日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和50年7月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和50年11月10日から51年2月1日までの期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和41年6月21日）及び資格取得日（同年12月30日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月21日から同年12月30日まで

私は、昭和37年3月20日にA社に入社し、43年12月までB区のC工場D部E課に継続して勤務し、他の事業所や出張所に異動したこともない。しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しており、何らかの事務上の誤りと思えるので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和37年3月20日から申立期間を含めて54年5月8日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、元同僚4名は、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務し、途中で辞めたようなことは無かったと明言しており、そのうちの2名は、申立期間において申立人と一緒に当該事業所のC工場D部E課に勤務していたと述べている上、当該4名に申立期間における厚生年金保険被保険者期間の欠落は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、昭和41年10月14日付けで、申立人の同年10月1日からの標準報酬月額の記録が取り消され、同年6月21日にさかのぼって資格喪失した処理が行われたことが確認でき、申立人の資格喪失処理に不自然さが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年5月の社会保険事務所の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年6月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における資格取得日に係る記録を昭和40年2月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月22日から同年3月22日まで

私は、昭和35年3月にA社に入社してから、平成9年8月に退職するまで継続して勤務したが、厚生年金保険に空白期間があるのに納得できない。転勤による誤りだと思うので、訂正願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社D工場から提出された従業員台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年2月22日に同社E事業所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年3月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年8月まで

昭和56年4月1日にA社を退職して、私は入院中だったので母に頼んで国民健康保険に加入するためB市役所に行ってもらい、そこで国民年金の加入も勧められたので加入手続をして、申立期間の国民年金保険料をすべて母に納付してもらったはずであり、未納の記録となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和59年6月11日と記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したと主張する申立人の母の記憶も明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人及びその母は、昭和56年4月に国民健康保険と一緒に国民年金にも加入し、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、B市の国民健康保険資格台帳には、申立人が申立期間に国民健康保険に加入していた記録が無い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1942

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年9月から56年3月まで  
申立期間については、勤めていた会社を退職後、すぐに就職する予定もなかったため親の国民健康保険に加入し、同時にA町（現在は、B市）役場で国民年金に加入し、父の口座から口座振替で国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和58年6月1日と記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したと主張する申立人の父からも具体的な説明が得られないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1943

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から3年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、平成元年11月にA区役所の窓口で加入  
手続を行い、A区役所B出張所又はC市の金融機関で年度ごとにまとめ  
て納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

C市の申立人の被保険者名簿には、申立人が初めて国民年金の被保険者  
となった日は、学生が国民年金の強制加入となった平成3年4月1日と記  
録されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致しているこ  
とから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付でき  
ない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となるA区における別  
の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見  
当たらない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、  
確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう  
かがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1944

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から48年3月まで

私は、20歳のとき、家業を手伝っており、両親と兄二人も国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたので父が私の国民年金の加入手続を行い、母が町内会の役員が集金を行っていたA公民館に保険料を納めに行っていたことを記憶している。両親と兄二人もきちんと納付しており、私の保険料を忘れるはずはなく、申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったとき、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立人の母が、町内会の役員が集金を行っていたA公民館（申立人等が使用している通称）に行き、国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号はB社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日から昭和49年12月に払い出されていることが確認でき、その時点において申立期間のうち46年12月から47年9月までは特例納付によらなければ保険料を納付できない期間である上、申立期間においてC市で発行された46年11月から47年5月までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付には直接関与しておらず、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父は既に他界していることから当時の状況について証言を得ることができない上、保険料を納付したとする申立人の母の記憶も薄れており納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1945

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から57年3月まで

私は昭和58年3月に結婚し、翌月妻が私の国民年金の加入手続を行った。同年5月から同年7月ごろ、妻が、申立期間の国民年保険料をさかのぼって金融機関の窓口で納付した。妻は、納付金額を60万円から70万円と記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和58年3月に結婚し、翌月妻が私の国民年金の加入手続を行った。同年5月から同年7月ごろ、妻が、申立期間の私の国民年金保険料をさかのぼって金融機関の窓口で納付した。」と述べているが、特例納付制度は58年当時には実施されておらず、特例納付の方法をもって保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年4月に払い出されていることがA社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、その時点で、申立期間のうち、55年12月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、納付に関与したとする申立人の妻は、昭和58年6月前後に60万円から70万円を納付したと申述しているところ、この時期に納付が可能な期間について過年度納付及び現年度納付するのに必要な金額と申立人の妻が申述する納付金額とは大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1946

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から61年3月まで

昭和52年ごろ、夫に勧められて国民年金に加入した。それ以来、住所変更が無く、ずっと専業主婦で被保険者種別の変更も無く、私自身がA町（現在は、B市）役場で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付してきた。申立期間の57年7月から61年3月まで保険料を納付したのに未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年ごろ、国民年金に加入し、A町役場で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付してきたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿等によると52年3月に払い出されていることが確認でき、社会保険事務所の被保険者台帳及びA町役場の被保険者名簿の記録によると、52年3月11日に任意加入により最初の資格を取得し、57年7月1日に資格喪失している。その後、A町の被保険者名簿の記録では61年4月1日に第3号被保険者となり資格を再取得している一方、申立人が所持する年金手帳においても「初めて被保険者となった日」も52年3月11日と記載され、57年7月1日に資格喪失し、その後61年4月1日に第3号被保険者として資格を再取得した記録となっており、申立人が所持する年金手帳と行政側の資格記録がすべて一致していることからみて、申立期間は未加入期間と考えるのが自然であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間に係る社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果及び氏名検索の結果においても別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1947

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から51年3月まで

私は、昭和43年から個人事業を始め、46年に家を建てたときに税理士から税金関係をきっちりしないとだめだと言われたので、妻の国民年金の加入手続を行い、同年9月から夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付していた。当時は取引先からの仕事が非常に忙しく、利益が上がっていたので申立期間が未納となっていることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿の記載により、申立人は、昭和51年12月1日に国民年金の再加入手続を行ったことが確認でき、その時点で申立期間のうち、46年9月から49年9月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和46年9月から口座振替で保険料を納付したと主張しているが、A市では、国民年金保険料預金口座振替制度は48年4月から導入されたことを確認済みであり、申立内容に不自然さが見受けられる。

さらに、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間は未納である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1948

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月及び同年2月

私は、平成13年1月半ばに退職し、同年2月に再就職した。同年5月か6月ごろに社会保険事務所から1か月分の納付書が届き、1万3,000円くらいをA市B郵便局で納付した記憶があり、同年1月か同年2月のどちらかは必ず納付済みとなっていると思っていたのに、両方が未加入となっているのに納付ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年1月及び同年2月のうち1か月分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、5年8月3日に第3号被保険者でなくなって以降、申立期間について加入手続を行った形跡は見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録により、14年8月に資格取得の最終勸奨状が発行され、その後も現在に至るまで国民年金の加入手続が取られた形跡は確認できないことから、申立期間について納付書が発行されたとは考え難く、申立期間は保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1949

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年3月までの期間及び47年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から46年3月まで  
② 昭和47年4月から60年3月まで

私は、昭和44年7月に結婚し、同年9月ごろに私の父が私と妻の国民年金の加入手続をしてくれ、2年間は父が国民年金保険料を納付してくれていた。47年に自分の家を建てたときからは、私が夫婦二人分の保険料をA町（現在は、B市）役場で納付していた。申立期間について、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料は何年間も未納となっていることは納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年6月25日にC社会保険事務所からA町に払い出された番号の一つであり、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和60年6月の時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の加入手続及び申立期間①の保険料を納付してくれていたとする申立人の父は既に他界しており、申立人は直接関与していないことから申立期間①における保険料の納付実態は不明である上、申立期間①及び②において保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1950

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで  
昭和49年6月にA市に転居した際に、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずなので、未納となっていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期及びA市が保管する国民年金被保険者名簿における加入手続に係る記載から、申立人は、昭和51年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した48年4月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の加入手続が行われた昭和51年4月の時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、A市の被保険者名簿により、昭和51年4月の加入後に、その時点で過年度納付がぎりぎり可能な49年1月にさかのぼって保険料を納付していることが確認でき、まとめて保険料を納付したという申立人の妻の記憶は、当該過年度納付に係る記憶である可能性がある。

加えて、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は、加入時期、まとめて納付した期間及び納付金額に関する記憶が曖昧である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から7年7月までの期間及び11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から7年7月まで  
② 平成11年3月

私が20歳になるころにA市役所から国民年金の加入勧奨のはがきが来て、母が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間①について未加入となっていることは納得がいかない。また、平成11年3月分は納付したはずなのに未納となっていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20歳になった平成4年\*月ごろに申立人の母が国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、8年7月から同年9月の間に国民年金の加入手続きを行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年5月にさかのぼって国民年金の第1号被保険者資格を取得したことが確認でき、4年6月ごろに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金（第2号被保険者以外の被保険者）の資格記録の最初の欄に平成8年5月1日に資格取得と記載されており、申立期間①は国民年金に未加入の期間である上、加入手続きを行った同年7月から同年9月の時点で、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

申立期間②については、平成13年11月18日に申立期間②直前の厚生年金保険加入期間に係る資格喪失日が11年4月10日から同年3月31日に記

録訂正されたことに伴い生じた未納期間であり、記録訂正の時点で申立期間②は時効により保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1952（事案 86 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から51年3月まで  
当初の判断後、新たな資料は無いが、地方銀行の支店で国民年金の加入手続をした際、さかのぼって国民年金保険料を納付し、その後は口座から保険料が引落されていたはずなので、再審議願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は国民年金に任意加入しているため、加入手続以前の期間の保険料を納付し得ないこと、地方銀行の支店で加入手続をしたとする申立内容が不自然なことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年3月3日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等が無いにもかかわらず、地方銀行の支店で国民年金の加入手続をした際、さかのぼって国民年金保険料を納付し、その後、申立期間の保険料を口座振替で納付していたとする主張を繰り返しているが、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1953

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から61年3月まで  
昭和58年10月から61年3月までの期間については未加入となっているが、51年5月に国民年金に任意加入して以降ずっと国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時、保険料を納付できないような事情はなかったはずなので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付し続けてきたと主張しているが、申立人が所持している年金手帳の記載により、申立人が58年10月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者制度が発足したことにより、第3号被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間は国民年金の任意未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人及びその夫は、申立期間当時の納付状況についてほとんど記憶が無いとしている上、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月から27年3月まで

私は、申立期間において、A事業所B事務所C出張所及びA事業所D事務所E出張所に非常勤職員として勤務していたので、厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA事業所D事務所が保管していた「F」（賃金台帳名）から、申立人が昭和26年4月から27年3月まで、同事業所に非常勤職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、厚生年金保険の適用について、A事業所B事務所は、適用事業所になっておらず、A事業所D事務所は、昭和27年9月1日に新規適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A事業所は、「申立期間当時の非常勤職員は、給与から、所得税と失業保険のみを控除し、厚生年金保険、健康保険には加入していなかったため、厚生年金保険の保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、上記「F」によると、賃金からの控除項目として計上されているのは、失業保険料のみであり、申立人を含むすべての非常勤職員の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年ごろから 50 年ごろまでの未加入期間のうちの 15 か月

私は、昭和 44 年 5 月から 46 年 8 月まで A 社に勤務し、その後、B 社、C 社、D 社及び E 社の 4 事業所に勤務していた。

社会保険事務所に照会したところ、4 事業所における厚生年金保険の被保険者期間合計 15 か月については、いずれも A 社の被保険者期間と重複していたため、年金給付の基礎となる被保険者期間の月数として加算されないとの回答をもらった。二つの事業所に同時に勤務していたことはないので、4 事業所における被保険者期間 15 か月を A 社の被保険者期間とは別の期間として認め、年金給付に反映してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険記録は、社会保険庁のオンライン記録により、平成 9 年 5 月 26 日に、現在の基礎年金番号となっている番号に、他の六つの厚生年金保険被保険者記号番号が統合され、厚生年金保険の被保険者期間が重複している期間については、標準報酬月額の高算が行われていることが確認できる。

当該記録統合について、申立人は、二つの事業所に同時に勤務したことはなく、A 社における被保険者期間 27 か月と、B 社、C 社、D 社及び E 社における被保険者期間計 15 か月とが重複しているのは納得できず、別々の期間として取り扱ってほしいと主張している。

しかし、申立人は、それぞれの事業所における具体的な勤務期間についての記憶が無く、それぞれの事業所において、現在社会保険庁のオンライン記録に統合されている期間以外の期間において勤務し、事業主により給

与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、A社の被保険者期間と重複する4事業所の被保険者期間について、いずれも自分自身の厚生年金保険記録であると認識しているところ、被保険者期間が重複している15か月分を年金給付の基礎となる被保険者期間として別々に認めてほしいと主張しているが、当該期間については、厚生年金保険法の規定どおりに標準報酬月額の高合算が既に行われており、申立人が主張するとおりの記録の訂正を行うことはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和44年ごろから50年ごろまでの未加入期間のうちの15か月について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月ごろから 10 年 7 月ごろまで  
私は、平成 6 年 7 月ごろから 10 年 7 月ごろまで A 社 B 営業所にアルバイトとして勤務していた。社会保険事務所に厚生年金保険の期間照会をしたところ、被保険者の記録が無く納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の回答書により、平成 6 年 7 月以降に同社 B 営業所にアルバイト社員として勤務していたことは確認できる。

しかし、事業主は、「申立人は、アルバイト社員として採用されており、社会保険には加入させていない。」と回答している。

また、申立人は、「給与から厚生年金保険料を控除されておらず、健康保険は国民健康保険だったと思う。」と供述している上、申立期間のうち、20 歳になった平成 7 年 \* 月以降については、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、A 社の被保険者縦覧照会回答票の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 11 日から 43 年 9 月 1 日まで  
私は、昭和 41 年 11 月にA社に入社したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間になっていることは納得できない。再度、調査をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容や元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 9 月 1 日である上、事業主及び元同僚の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日も申立人と同日であることが確認できる。

また、当時の事業主は、「昭和 43 年 9 月 1 日に社会保険事務所に厚生年金保険の新規適用事業所の手続をしたので、それ以前は、厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答していることから、当該事業所が新規に厚生年金保険に加入し同時に申立人も加入したと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 5 月から同年 10 月 1 日まで、A 県 B 市 C 町に在った D 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるが、その期間が未加入になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和 43 年 7 月 5 日に D 事業所で資格取得し、同年 9 月 30 日に離職したことが確認できるところ、申立人と入社日及び退職日がそれぞれ当該年月日であったという元同僚の供述により、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、申立期間において、その夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっている上、昭和 43 年 9 月 1 日付けで上記元同僚を含む 12 人が当該事業所において厚生年金保険資格を取得しているが、その前後の取得者を含め当該事業所における厚生年金保険被保険者名簿に欠番が無い。

また、上記元同僚を含む元同僚 3 人は、「申立期間当時は、採用後、3 か月間程度の試用期間があったと思う。」と供述しているほか、当該事業所に係る厚生年金保険及び雇用保険関係事務を受託していた E 事業所は、申立人については、雇用保険の加入手続は行ったが、厚生年金保険の加入手続は行わなかったと供述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月14日から同年9月ごろまで  
私は、申立期間当時、A区BのC社に勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、C社に勤務していたと主張しているが、申立人は、当時の当該事業所における上司や同僚等の氏名を記憶していない上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、当該事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた複数の従業員に確認したところ、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務状況等を確認することはできない。

また、申立期間において当該事業所の上記被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

さらに、当該事業所の事業主は、申立期間当時の記録を保管しておらず、申立人の勤務実態は確認できないと回答している上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年4月から4年9月までの期間及び5年10月から8年1月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年10月から5年9月までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から8年2月29日まで

社会保険庁の記録では、平成3年4月1日から8年2月29日までの厚生年金保険加入期間の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、私が当時受け取っていた月給は50万円から60万円くらいであったと記憶しているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社は、平成8年2月29日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年3月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年10月から6年10月までの期間については53万円から、6年11月から7年6月までの期間については59万円から、7年7月から8年1月までの期間については53万円から、それぞれ9万8,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、平成4年1月6日付けで3年8月15日に処理された3年10月1日の算定を取り消して、3年4月1日にさかのぼって月額変更処理が行われ、同年4月から4年9月までの期間について53万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、時期ははっきりしないものの、B社会保険事務所（当時）の職員と滞納保険料の件で相談したこと、及び事業所の代表者印は自分が保管していたことを供述しており、C社会保険事務所では、「標準報酬月額の見直し等の届出等を行う場合、必ず会社の代表者印の押印が必要である。」と回答していることから、代表取締役であった申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の見直し処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間のうち、平成3年4月から4年9月までの期間及び5年10月から8年1月までの期間に係る標準報酬月額の記録の見直しを認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成4年10月から5年9月までの期間については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の見直しについて申し立てているが、社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額を決定する4年10月1日の算定処理が同年8月15日に行われており、当該処理について不自然さは認められない。

また、当該事業所には、賃金台帳等の関連資料は既に無く、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、当該算定処理とは異なる保険料を給与から控除されていたことを推認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年10月から5年9月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 9 年 1 月 31 日まで

私は、A 社会保険事務所に健康保険証を返却に行った際、社会保険料の未納があり、未納分を納付しなければ、健康保険証を受け取らないと言われた。次の就職先が決まっていたので、それは困ると言うと、私の標準報酬月額を下げる事で未納分を補充できると、社会保険事務所の担当者から提案があり、仕方がなく従ったが、さかのぼって訂正されることは聞いておらず、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社は、平成 9 年 1 月 31 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その約 2 か月後の 9 年 3 月 27 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 6 年 10 月から 8 年 12 月までの期間について 30 万円から 11 万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかし、B 社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書において、社会保険料の滞納があったことを認めている上、不本意ながらも、申立人個人の標準報酬月額の引下げに同意したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 17 年 10 月に、A 社（又は B 社）に入社し、C（職種）に従事したが、入社日から 19 年 10 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、それ以前の申立期間についても厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の被保険者であったと主張している。

しかしながら、労働者年金保険法は、男子筋肉労働者のみが適用対象となっていたところ、申立人は、「C（職種）の仕事をしていた。肉体を使う仕事ではなかった。」と供述しており、その業務内容から判断すると、労働者年金保険法の被保険者の対象ではなかったものと考えられ、同法が厚生年金保険法に改正され、被保険者の対象が職員及び女子にも拡大されたことにより、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、B 社は、昭和 20 年 3 月 10 日に厚生年金保険の被保険者全員が資格喪失し、当時の事業主及び関係資料の所在は不明であり、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 12 日から 42 年 12 月 30 日まで  
私は、昭和 36 年 7 月 12 日に A 社（現在は、B 社）C 支社に入社し、42 年 12 月 30 日まで継続して勤務した。この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社 C 支社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は D（職種）だったと述べているところ、当該事業所は、申立期間当時の D（職種）の勤務形態は「委任契約」であり、D（職種）の社会保険加入は昭和 49 年 3 月から開始したと回答していることから、当該事業所では、申立期間当時、D（職種）に厚生年金保険を適用していなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の事業所別被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間において国民年金に加入し、申立期間のうち昭和 41 年 4 月から 42 年 6 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、当該事業所は、当時の関連資料を廃棄済みであり、申立人の勤務実態は不明であると回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月から 36 年 4 月まで

私は、昭和 33 年 10 月から 36 年 4 月まで A 県 B 市にあった C 事業所に勤務していたが、その期間の年金記録が無いので、厚生年金の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 事業所の勤務内容、勤務先の名称及び場所を詳細に述べていることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録において、申立期間当時「C」という名称で、A 県 B 市に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人は、「C 事業所は、事業主を含め 2 名から 3 名の従業員数だった。」と供述していることから、厚生年金保険の強制適用事業所の要件に該当していなかったものと考えられる。

さらに、元事業主は既に他界し、関係資料の所在は不明であることから、申立人の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。